

エコ・プラン21

大館市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和8年7月
秋田県大館市

改 訂 履 歴			
制 定	平成14年(2002年)	4月	1日
1次改訂	平成15年(2003年)	4月	1日
2次改訂	平成19年(2007年)	4月	1日
3次改訂	平成20年(2008年)	4月	1日
4次改訂	平成25年(2013年)	4月	1日
5次改訂	平成26年(2014年)	4月	1日
6次改訂	平成27年(2015年)	4月	1日
7次改訂	平成28年(2016年)	4月	1日
8次改訂	平成29年(2017年)	7月	1日
9次改訂	令和3年(2021年)	3月31日	
10次改訂	令和7年(2025年)	3月31日	
11次改訂	令和8年(2026年)	7月	1日

目 次

I	背景	
1	地球温暖化問題に関連する動向	1
	(1) 地球温暖化問題について	
	(2) 地球温暖化問題に関する国内外の動向	
	(3) 循環型社会の形成と気候変動対策	
2	これまでの策定、改定の経緯	2
II	基本的事項	
1	エコ・プラン 2.1 の目的	2
2	対象とする範囲	3
3	対象とする温室効果ガスの種類	3
4	温室効果ガス総排出量の算出方法	3
5	計画期間、見直し時期	4
6	上位計画等との位置づけ	4
III	温室効果ガスの把握	
1	温室効果ガス総排出量の推移及び内訳	5
2	温室効果ガス総排出量の分析	5
IV	温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標	
1	目標設定の考え方	6
2	基準年度と数量的な目標	6
V	目標達成に向けた取り組み	
1	目標達成に向けた取り組みの基本方針	7
2	目標達成に向けた取り組みの内容	7
	(1) 公共施設における省エネ・再エネ導入	
	(2) 公用車の電動化	
	(3) 省エネ・節水・廃棄物削減のためのアクション	
VI	エコ・プラン 2.1 の進捗管理の仕組み	
1	推進体制	10
	(1) 基本的事項・行動目標等の決定とその見直し	
	(2) 実施と運用	
	(3) 点検等	
	(4) 進行管理	
2	進捗状況の点検	13
	(1) 毎月の点検	
	(2) 点検結果の報告	
	(3) 是正措置等	
3	進捗状況の公表	13

(別表 1) エコ・プラン 2.1 対象組織等

I 背景

1 地球温暖化問題に関連する動向

(1) 地球温暖化問題について

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、私たち人類の生存にも関わる極めて重要な環境問題です。わが国においても、平均気温の上昇、激甚化する暴風や台風などの災害、農作物や生態系への深刻な影響などが顕在化しており、地球温暖化を防止することは人類共通の最優先課題となっています。地方公共団体においては、地域レベルで気候変動およびその影響を観測しながら、気候変動の影響を正しく把握するとともに、その結果を踏まえて、さまざまな施策を通じて総合的かつ計画的に対策に取り組むことが重要です。

(2) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

2015 年にフランス・パリで開催された COP21 において、法的拘束力のある国際的な合意文書である「パリ協定」が採択されました。これは、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や、「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げるなど、国際枠組みとして画期的なものです。

パリ協定の採択を受け、わが国では総合的な計画となる「地球温暖化対策計画」が 2016 年に閣議決定され、2021 年の改定において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で「46%減」と決めました。このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、エネルギー起源二酸化炭素の「51%減」を目標としており、全部門の中で家庭部門に次いで厳しい目標となっています。さらに、2025 年 2 月に行われた同計画の改定では、パリ協定のスケジュールに沿う形で、新たに 2035 年度および 2040 年度を見据えた次期削減目標や具体的な道筋が設定されました。これにより、地方公共団体は自ら率先的な取り組みを行い、区域の事業者・住民の模範となることが一段と強く求められています。

また政府は、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を 2020 年に宣言し、全国の自治体に「ゼロカーボンシティ」の表明を呼びかけました。この取り組みは全国へ浸透し、現在では多くの自治体が表明を行うなど、地域主導の脱炭素化の動きが本格化しています。

（３）循環型社会の形成と気候変動対策

政府は 2024 年 5 月、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための施策大綱である「第六次環境基本計画」を策定しました。国はこの計画において、目標年である 2030 年に向けた現在の期間を「勝負の 2030 年」と位置づけ、気候変動、生物多様性の損失、汚染の「3 つの世界的危機」に対して強い危機感を示し、文明の転換や社会変革の必要性を訴えています。同計画では、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることで経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指しています。

加えて、2023 年 6 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備や、廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進など、脱炭素化と資源循環の一体的な推進が各地で進められています。

循環共生型社会の実現、地域課題の解決、そして脱炭素化を通じて、住民のウェルビーイングを向上させるため、行政・事業者・住民が一体となった取り組みをさらに加速させることが重要です。

２ これまでの策定、改定の経緯

本市では 2002 年 4 月 1 日にエコ・プラン 2 1 を策定し、これまでいくつかの改定を経ながら温室効果ガスの排出削減に継続的に取り組んできました。

エコ・プラン 2 1 は、本市の事務・事業に関して、温室効果ガスの排出削減に取り組み、地球温暖化対策を推進するための計画で、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第 21 条に基づき策定と公表が義務付けられている地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に位置づけられます。

Ⅱ 基本的事項

１ エコ・プラン 2 1 の目的

市役所や市の関連施設は多くのエネルギーを使用していることから、市内の一事業者として、事業者や住民の模範となるべく高い目標を掲げ、地球温暖化対策を率先して実行します。さらに、本計画に示された各種エネルギー施策（省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、未利用バイオマスの有効活用、エネルギーの地産地消に向けた取り組み等）を通じて、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

2 対象とする範囲

本計画は、原則として本市が行うすべての事務・事業（外部発注事業を除く）を対象とします。民間や団体への指定管理、委託等により実施する事務・事業についても、温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

対象範囲の詳細は、別表1のとおりです。

3 対象とする温室効果ガスの種類

温対法第2条第3項で定める温室効果ガスのうち、本市の事務事業における温室効果ガス排出の大半（99%以上）を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とします。なお、一般廃棄物の焼却に伴う非エネルギー起源 CO₂ 排出量は市域全体の取組み施策と連動するため、本計画において削減目標を設定せず、大館市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）において整理していきます。

表1 温対法第2条第3項で定める温室効果ガスの種類

ガスの種類	主な排出源	地球温暖化係数
エネルギー起源 二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼 他者から供給された電気・熱の使用	1
非エネルギー起源 二酸化炭素（CO ₂ ）	廃棄物の焼却処理	1
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行、化石燃料の燃焼	28
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行、化石燃料の燃焼	265
ハイドロフルオロ カーボン類（HFCs）	自動車の走行（エアコン使用時の排出）	4～12,400
パーフルオロカー ボン類（PFCs）	半導体・液晶製造、電子部品洗浄等	6,630～11,100
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気絶縁ガス、半導体・液晶製造用	23,500
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体・液晶製造 用	16,100

4 温室効果ガス総排出量の算出方法

本市の事務・事業における温室効果ガス総排出量の算定は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室）に準拠します。

5 計画期間、見直し時期

国の地球温暖化対策計画に準拠して 2013 年度を基準年度、2030 年度を目標年度とし、2030 年度までの 5 年間を計画期間とします。必要であれば目標達成に向けた取り組みなどの見直しを実施します。

6 上位計画等との位置づけ

上位関連計画等との位置づけは図 1 の通りです。

本計画の上位計画である大館市環境基本計画は、大館市環境基本条例第 3 条に掲げられた基本理念を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、おおだて未来づくりプランを環境面から実現していくための計画として位置づけられています。計画の中では、本市の望ましい環境の将来像を実現させるため、「健康で安心して暮らせる都市の実現」、「自然と調和した都市空間の整備」、「安全で快適な生活環境の整備」、「環境と経済の好循環の実現」、「地球温暖化対策の推進」、「連携・協働による環境施策の推進」の 6 つの施策について、それぞれの目標を設定しています。エコ・プラン 21 は、このうち「地球温暖化対策の推進」を実行するための計画として関連付けられています。

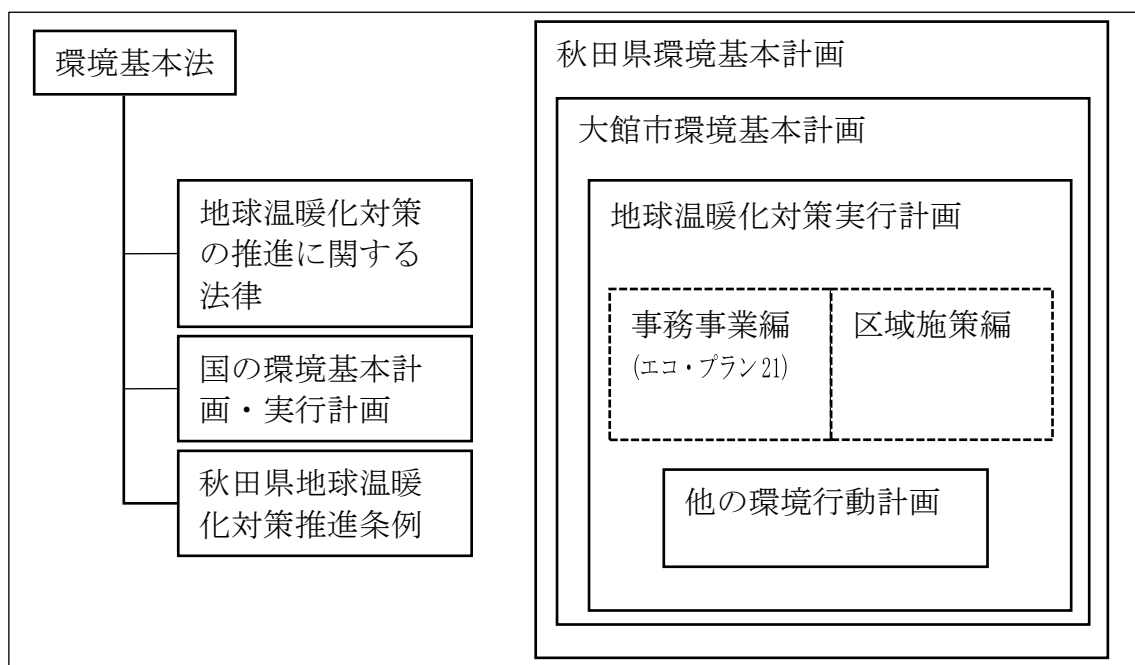


図 1 上位計画、関連計画との位置づけ

Ⅲ 温室効果ガスの把握

1 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳

各エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量の推移を表2、エネルギー起源による二酸化炭素排出量内訳を図2に示します。

表2 各エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量

活動区分		単位	使用量		二酸化炭素 (CO2) 排出量 (kg)	
			2013年度	2024年度	2013年度	2024年度
燃料使用	ガソリン	L	102,263	97,710	237,249	223,757
	軽油	L	154,806	141,201	399,399	369,947
	灯油	L	1,673,198	1,574,261	4,166,263	3,935,654
	A重油	L	360,000	296,900	975,600	816,475
	LPG	m ³	63,546	46,218	379,750	275,272
電気使用		kWh	24,419,145	22,904,735	14,651,487	9,208,592
合計			26,772,958	25,061,025	20,809,748	14,829,697
基準年度比増減率						28.74% 減

※各エネルギーの二酸化炭素 (CO2) 排出量は、温対法施行令第3条及び第7条に基づく2013年度、2024年度分算定用排出係数に使用量を乗じて算出しています。

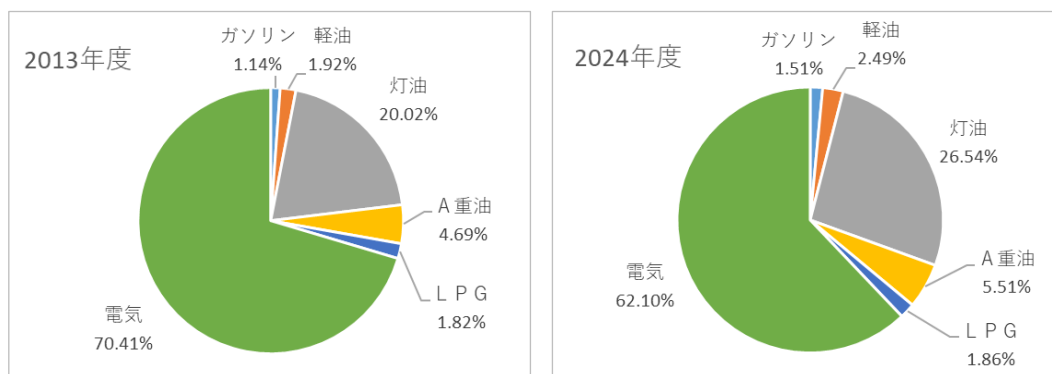


図2 エネルギー起源の二酸化炭素排出内訳

2 温室効果ガス総排出量の分析

2024年度の二酸化炭素の総排出量は、2013年度を基準に28.74%削減しており、エネルギー使用量、二酸化炭素排出量ともに減少傾向にあります。

エネルギー起源の二酸化炭素排出量を活動区分ごとにみると、電気と灯油の使用量が多く、合わせて総排出量のうち約9割を占めています。

IV 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

1 目標設定の考え方

前述のとおり、国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の削減の目標として「2030 年度に基準年度となる 2013 年度比で 46%削減」を掲げています。このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」は、基準年度比 51%削減が目標とされています。

これらのことを踏まえて、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を削減していくことを目指します。

2 基準年度と数量的な目標

国の地球温暖化対策計画に準拠して 2013 年度を基準年度とし、温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量の削減目標を、以下のとおり設定します。

【温室効果ガス総排出量の削減目標】 （エネルギー起源）

2013(平成 25)年度比で

目標年度(2030 年度)までに 51%削減

大館市温室効果ガス総排出量(エネルギー起源)の削減目標

年 度	温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	削減目標
【基準年度】 2013(平成 25)年度	20,809,748	—
【直近年度】 2024(令和 6)年度	14,829,697	—
【目標年度】 2030 年度	10,196,777	51%

V 目標達成に向けた取り組み

1 目標達成に向けた取り組みの基本方針

おおだて未来づくりプランの掲げる横断的戦略「カーボンニュートラルの実現を目指した官民挙げての仕組みづくり」に基づき、市役所及びその他公共施設における省エネルギー、省資源に努めます。

また、公共施設等総合管理計画と省エネルギー対策をリンクさせ、温室効果ガスの排出とライフサイクルコストの削減により、公共施設の長寿命化対策と地球温暖化対策を加速させます。

2 目標達成に向けた取り組みの内容

(1) 公共施設における省エネ・再エネ導入

①LED照明の導入

2030年度までに、市有施設の照明について100%LED化を完了します。

②太陽光発電設備の導入

公共施設の屋根貸しやPPA、自家消費型設備の導入を推進し、2030年度までに設置可能な建物への最大限の導入を目指します。

③ZEB化

公共建築物の新築・大規模改修時には、原則としてZEB Ready以上の性能確保を目指します。

④バイオマスの活用

市有施設の暖房・給湯設備の更新にあたっては、バイオマスの活用を検討します。

⑤クリーン電力の使用

市有施設で使用する電気を再エネメニューに切り替え、グリーンエネルギー100%を目指します。

(2) 公用車の電動化

公用車の更新にあたっては、原則として電気自動車(EV)、ハイブリッド車(HV)等の電動車を選択します。2030年度までに、特殊車両等を除く公用車の新車導入における電動車率100%を目指します

(3) 省エネ・節水・廃棄物削減のためのアクション

公共施設での省エネ・節水。廃棄物削減の取り組みを以下に示します。

1.空調設備
☐ 室温管理の目安は、夏季28℃、冬季19℃とします。 (ただし、特に配慮が必要な施設や設備については除きます。)
☐ 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推奨します。
☐ ブラインドやカーテン等により、冷暖房機器の稼働負荷を低減します。
☐ 温度計による客観的な室温管理を行います。
☐ 空調の稼働は終業時間15分前までとするなど、空調使用時間の短縮に努めます。
☐ 換気扇の適切な利用について周知徹底します。
☐ 導入可能などから、高効率空調への切り替えを行います。
☐ エアコンのフィルター等の掃除を定期的に行います。
☐ 空調の吹き出し口に物を置かないようにします。

2.照明
☐ 昼休みの事務室消灯や時間外勤務時の部分点灯を励行します。
☐ 執務室でも、窓際など十分な照度を得られる部分は消灯します。
☐ 照明スイッチには点灯場所を明示し、必要な場所のみ点灯します。
☐ 屋外照明等は、適切な点灯時間や時間帯を設定します。
☐ 誰もいない会議室や給湯室など、不要箇所の消灯を徹底します。
☐ 利用箇所の実態に応じて、照明の間引き点灯を実施します。
☐ 照明の照度について適正化を図ります。
☐ 自動照明制御装置等導入を検討します。

3.OA機器等
☐ 未使用時また長時間使用しない場合はこまめに電源を切ります。
☐ パソコンについては、スタンバイモードなどを有効に活用します。
☐ パソコンのディスプレイ輝度を適切に設定します。
☐ コピー機やプリンタなどは節電モードを活用します。
☐ 使用していない機器のコンセントを外し、待機電力を減らします。
☐ 電気ポットの更新時には消費電力の少ない電気魔法瓶等への切替を推進します。
☐ 止むを得ず電気ポット等を使用する場合は、沸騰後速やかにプラグを抜き、保温機能を使わないようにするなど、使用方法を工夫します。

4.消耗品
☐ 環境物品の購入（グリーン購入）を推進します。
☐ コピー用紙の使用量削減に努めます。

5.トイレの利用
☐ 温水洗浄便座の使用後はフタを閉めます。
☐ 温水洗浄便座は節電モードを活用します。

6.エレベーター
☐ 上り2フロアまたは下り3フロアまでの移動の際は、階段利用を励行します。
☐ 時間外など利用者の少ない時間帯は、運転台数を削減します。

7.自動販売機
☐ 運転管理（時間短縮、消灯等）を指導します。
☐ 省エネルギー型への転換や設置台数の適正化を図ります。

8.業務量の適正化、労働時間の短縮
☐ 事務処理効率の向上を図り、エネルギーを消費する夜間残業等を削減します。

9.上水道の使用
☐ 食器洗剤等を使いすぎないように周知徹します。
☐ 水を出しっ放しにしないよう徹底します。
☐ 定期的な水漏れの点検を実施します。
☐ 節水器具（節水コマ、感知式洗浄弁等）の設置及び吐出量の調整等を実施します。
☐ 適正な水圧の維持・管理を行います。

10.公用車の効率的な利用
☐ 近距離の移動には徒歩又は自転車積極的に利用し、公用車の利用を抑制します。
☐ 相乗りを励行します。
☐ 適切な点検整備を励行します。
☐ やさしい発進（5秒で時速20km）を心がけます。
☐ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をします。
☐ 減速時は早めにアクセルオフをします。また、エンジnbrakeも有効活用します。
☐ カーエアコンの使用を控えめにします。
☐ 無駄な暖気運転、アイドリングは控えます。
☐ 渋滞を避け、時間にゆとりをもち、計画的なドライブを心がけます。
☐ 定期的にタイヤの空気圧の点検・整備を行います。
☐ 不要な荷物を積まないようにします。
☐ 走行ルート合理化、電気自動車優先等、燃料消費の少ない運用を推進します。
☐ 公共機関（バス・鉄道）を優先的に利用します。
☐ ディーゼル車について、可能な限りBDF燃料等の利用を進めます。

VI エコ・プラン 2.1 の進捗管理の仕組み

1 推進体制

この計画では、目標達成状況を毎年度把握・分析評価し、継続的な改善を行うための推進体制を整備します。

体制及び役割は以下のとおりとします。

(1) 基本的事項・行動目標等の決定とその見直し

エコ・プラン管理総括者は、計画の基本的事項や行動目標等の決定、見直しを行います。

(2) 実施と運用

エコ・プラン実行部門長は、当該実行部門における取り組みを統括し、実行部門のエコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員に取り組みを行わせる責任を負います。

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、所管する組織において本計画の目標を達成するための取り組みを推進します。

また、地球温暖化対策推進委員会を設置し、委員（エコ・プラン管理責任者、教育長、各部長、支所長、教育次長、議会事務局長及び消防長）は、公共施設等総合管理計画に基づく設備改修や施設建設に係る温室効果ガスの排出量に関することなど、温暖化対策に係る推進体制の調整に関して総合的に審議します。

本計画に係る庶務は、市民部環境課が行います。

(3) 点検等

エコ・プラン実行部門長は、当該実行部門における本計画の進捗状況の点検等を行い、エコ・プラン管理責任者に報告します。

エコ・プラン管理責任者は、本計画の進捗状況を把握し、エコ・プラン管理総括者に報告するとともに公表します。

表3 組織と主な役割

組織（役職等）	主な役割
エコ・プラン管理総括者 （市長）	・計画の基本的事項や行動目標等の決定、見直しを行う。
エコ・プラン管理責任者 （副市長）	・実行部門からの報告を基に、計画の進捗状況を把握し、エコ・プラン管理総括者へ報告するとともに公表を行う。
地球温暖化対策推進委員会	・計画に関する事項を審議し運営管理を支援する。
エコ・プラン実行部門長	・実行部門における取り組みを統括し、計画の進捗状況の点検等を行い、エコ・プラン管理責任者へ報告する。
エコ・プラン推進委員	・実行部門において目標を達成するための取り組みを推進し、進捗状況等をエコ・プラン実行部門長へ報告する。
エコ・プラン実行委員	
各課職員	・計画の目標を達成するための取り組みを行う。
エコ・プラン管理事務局	・本計画に関する庶務を行う。 ・計画の推進に係る調査、検討（基本的事項、目標、見直し）を行う。 ・点検結果をとりまとめる。 ・職員研修等を計画し実施する。

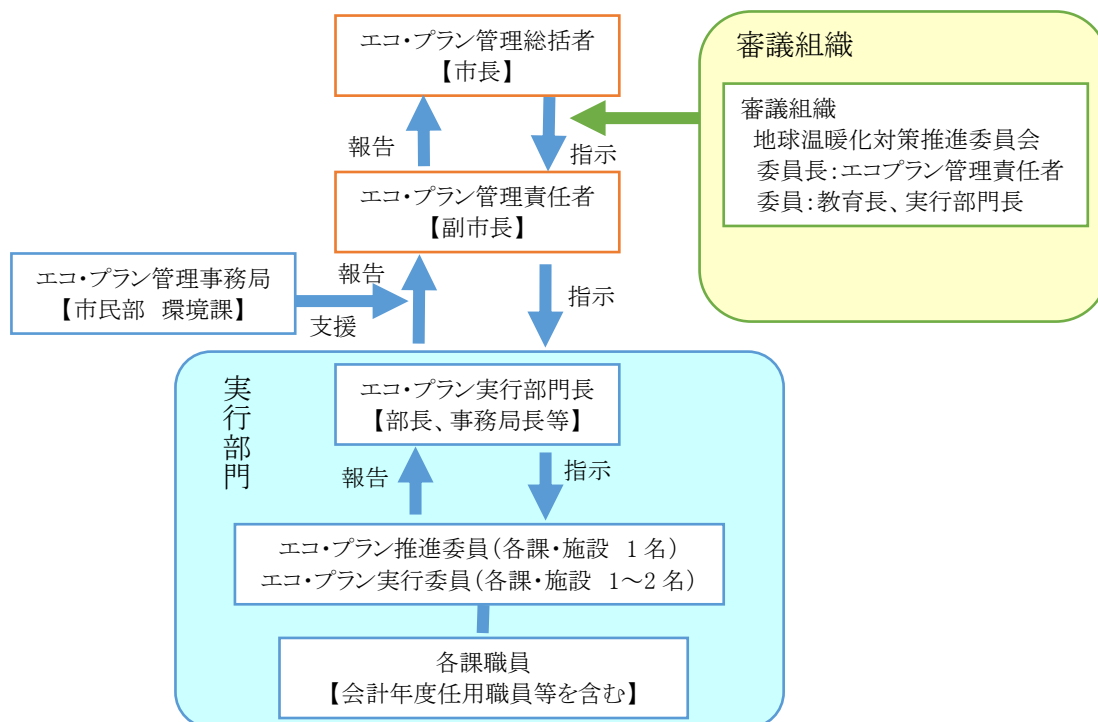


図3 計画の推進体制

(4) 進行管理

本計画における取組を確実に実施し、継続的に改善を図っていくために、PDCA による進行管理を行います。

実行計画全体の長期的な PDCA サイクルは、実行計画策定及び見直しに係る進行管理であり、基本的には目標年度（2030 年度）に、温室効果ガス排出量の削減目標達成状況や対象とする事務事業範囲、社会情勢の変化等を踏まえ、進行管理を行います。

また、年度ごとに各実行部門が目標管理し、短期的な PDCA サイクルを回すことにより、多層的に推進体制の強化及び地球温暖化対策に向けた取り組みを的確にかつ着実に実行します。

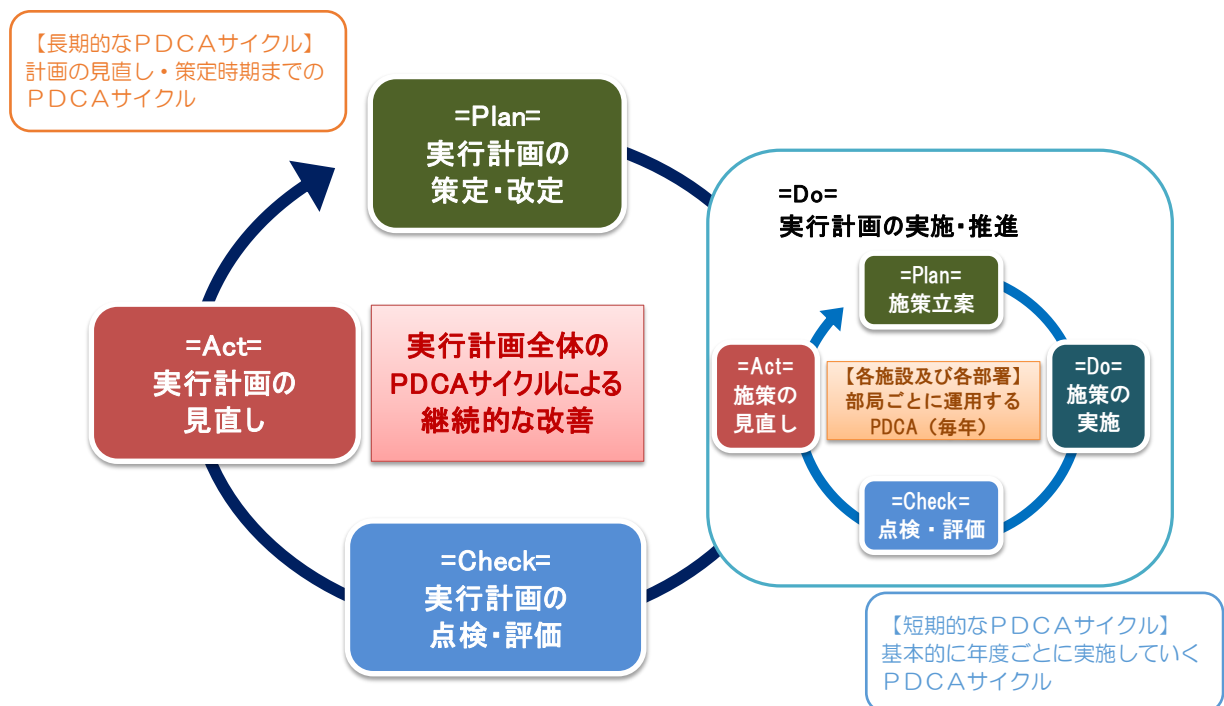


図4 PDCA サイクルによる進行管理

2 進捗状況の点検

(1) 毎月の点検

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は実行部門における取り組み状況について必要に応じて点検を行うものとします。ただし、以下の項目については毎月点検を行い、記録するものとします。

・燃料（重油、ガソリン、灯油、軽油、LPG、木質ペレット等）、電気使用量（車、草刈機、除雪機、スノーモービル等で使用する燃料や市職員が借上げた車両等で使用した燃料も対象となります。）

(2) 点検結果の報告

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、所管する組織における取り組み状況を四半期毎にエコ・プラン実行部門長に報告します。

エコ・プラン実行部門長は、当該実行部門の取り組み状況報告を取りまとめ、エコ・プラン管理責任者に報告します。

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員から実行部門長を経てエコ・プラン管理責任者への報告は、第1四半期は7月31日、第2四半期は10月31日、第3四半期は1月31日、第4四半期は4月30日までに行うものとします。

(3) 是正措置等

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、実行部門において、二酸化炭素排出削減目標（2013年度実績を基準に51%削減）が達成困難と予想される場合には、その原因を特定し、是正措置を講ずるとともに、エコ・プラン実行部門長に報告します。

エコ・プラン実行部門長は、当該実行部門においてエコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員から受けた報告を取りまとめ、エコ・プラン管理責任者に報告します。

3 進捗状況の公表

温対法第21条では、計画に基づく措置及び温室効果ガス総排出量を含む施策の実施状況の公表が求められています。計画期間中は年度を単位として実施した措置及び温室効果ガスの排出量を把握し、ホームページ等を通じて毎年度公表します。